

農地法第3条の規定による許可申請書

令和 7年 4月 10日

館林市農業委員会会長 様

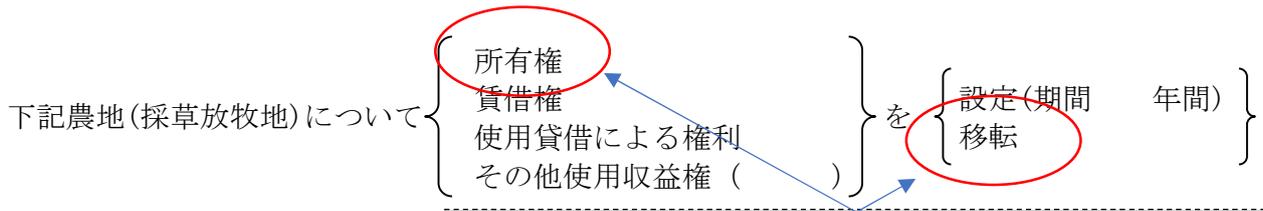
当事者

<譲渡人>

住所 館林市城町1番1号
氏名 花山 太郎

<譲受人>

住所 館林市城町1番1号
氏名 館林 一郎



●今回の申請に該当するものに丸を付けてください。

したいので、農地法第3条第1項に規定する許可を申請します。(該当する内容に○を付けてください。)

記

1 当事者の氏名等(国籍等は、所有権を移転する場合に譲受人のみ記載してください。)

当事者	氏名	年齢	職業	住所	国籍等	在留資格又は特別永住者		認定経営発展法人 (該当する場合には○)
						在留期間及び在留期間の満了の日		
譲渡人	花山 太郎	70	無職	城町1番1号				
譲受人	館林 一郎	60	農業	城町1番1号	日本			

- 氏名は住民票に記載のとおり、正確に記入してください。
- 住所は地番等を省略せず、住民票に記載のとおり、正確に記入してください。
- 譲受人は国籍も忘れず記入してください。

2 許可を受けようとする土地の所在等（土地の登記事項証明書を添付してください。）

所在・地番	地目		面積(m ²)	対価、賃料等の額 (円) 〔10a当たりの額〕	所有者の氏名又は名称 〔現所有者が登記簿と異なる場合〕	所有権以外の使用収益権が設定されている場合		地域計画
	登記簿	現況				権利の種類内容	権利者の氏名又は名称	
〇〇町字●●333	畑	田	3,000	30,000	花山 太郎			内
〃 334	畑	田	100	1000				〃
〃 335	田	田	1000	10,000 〔10000/ 10a〕	〔 〕			〃

- 登記事項証明書を確認しながら地番、地目、面積を間違えないよう記入してください。
- 地番には字まで記入するようにしてください。
- 面積は登記簿の面積を記入してください。
- 対価、賃料の額を10アールあたりに割り戻した額も記入してください。なお、1筆ごとではなく、全体でまとめて〇〇円として記入しても可。
- 地域計画の「内」又は「外」について、農業振興課で確認を行い、記入してください。

3 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容

令和7年5月 売買による所有権移転

- 契約の時期、内容などを記入してください。
例：(売買の場合) 令和7年5月 売買による所有権移転
(贈与の場合) 令和7年5月 贈与による所有権移転
(交換の場合) 令和7年5月 交換による所有権移転

農地法第3条の規定による許可申請書（別添）

I 一般申請記載事項

<農地法第3条第2項第1号関係>

1-1 権利を取得しようとする者又はその世帯員等が所有権等を有する農地及び採草放牧地の利用の状況

		農地面積 (㎡)	田	畑	樹園地	採草放牧地面積 (㎡)	
		自作地	10,000	9,500	500		
所有地	貸付地						
		所在・地番		地目		面積 (㎡)	状況・理由
			登記簿	現況			
	非耕作地						

		農地面積 (㎡)	田	畑	樹園地	採草放牧地面積 (㎡)	
		借入地	5,000	5,000			
所有地以外の土地	貸付地						
		所在・地番		地目		面積 (㎡)	状況・理由
			登記簿	現況			
	非耕作地						

- 自己所有地及び借りている土地について、その面積を記入してください。
- 借入地は、利用権設定・農地中間管理事業を通していない小作契約（いわゆるヤミ小作）については面積に含められません。
- 自分の耕作面積については、農業委員会で農地台帳を確認することができます。

(記載要領)

1-2 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の機械の所有の状況、農作業に従事する者の数および配置の状況、農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等

(1) 作付(予定)作物、作物別の作付面積

	田	畑			樹園地			採放草地
作付(予定)作物	水稻	ナス						
権利取得後の面積(m ²)	18,600	500						

- 作付け予定作物とその面積を記入してください。
- 権利取得後の面積なので、通常は1-1の合計面積と今回許可を受けようとする面積を合計したものになります。
 例 水稻 1-1 14,500 m² + 申請面積 4,100 m² = 18,600 m²
 ナス 1-1 500 m² + 申請面積 0 m² = 500 m²

(2) 大農機具又は家畜

数量	種類	トラクター	田植機	コンバイン		
確保しているもの	所有	3	1	1		
導入予定のもの 〔資金繰りについて〕	所有	1				JA邑楽館林から資金を借り入れ

(記載要領)

1. 「大農機具」とは、トラクター、耕うん機、自走式の田植機、コンバイン等です。「家畜」とは、農耕用に使役する牛、馬等です。
2. 導入予定のものについては、自己資金、金融機関からの借入れ(融資を受けられることが確実なものに限る。)等資金繰りについても記載してください。

(3) 農作業に従事する者

- ① 権利を取得しようとする者が個人である場合には、その者の農作業経験等の状況
 農作業暦 40年、農業技術修学暦 年、その他 ()

- 譲受人の農作業歴について記入してください。

② 世帯員等その他常時雇用している労働力(人)	現在： 2 (農作業経験の状況： 10～30年)
	増員予定： (農作業経験の状況：)
③ 臨時雇用労働力(年間延人数)	現在： (農作業経験の状況：)
	増員予定： (農作業経験の状況：)

●譲受人の世帯において、本人以外で農作業に従事する人数（二親等内の親族）を②に記入してください。

- ④ 配置の状況（所有者又は借入農地が複数市町村にまたがる場合のみ記載（市町村別の状況を記載）してください（隣接市町村などで配置が同じ場合は、該当する市町村名を列記してください。）。なお、「住所地、拠点となる場所等」には、市町村名を記載してください。）

譲受人が市外在住の場合は記入が必要

市町村	氏名	住所地、拠点となる場所等

- ⑤①～③の者の住所地、拠点となる場所等から権利を設定又は移転しようとする土地までの平均距離又は時間

5 km

●譲受人の自宅等から今回の申請農地までのだいたいの距離又は時間を記入してください。
例 5 km
10分

- (4) 農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等（別紙1に記載し、添付してください。）

- (5) その他の考慮すべき事項

(記載要領)

「その他の考慮すべき事項」には、例えば、遠隔地に転居する予定の有無や、在留資格の更新等の見込みなどの考慮すべき事項があれば記載してください。

<農地法第3条第2項第2号関係> (権利を取得しようとする者が農地所有適格法人である場合のみ記載してください。)

2 その法人の構成員等の状況 (別紙に記載し、添付してください。)

<農地法第3条第2項第3号関係>

3 信託契約の内容 (信託の引受けにより権利が取得される場合のみ記載してください。)

--

<農地法第3条第2項第4号関係> (権利を取得しようとする者が個人である場合のみ記載してください。)

4 権利を取得しようとする者又はその世帯員等のその行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業への従事状況

(「世帯員等」とは、住居及び生計を一にする親族並びに当該親族の行う耕作又は養畜の事業に従事するその他の2親等内の親族をいいます。)

農作業に従事する者の氏名	年齢	主たる職業	権利取得者との関係 (本人又は世帯員等)	農作業への年間従事日数	備考
一郎	60	農業	本人	300	
花子	55	〃	妻	300	
次郎	30	〃	子	300	

(記載要領)

備考欄には、農作業への従事日数が年間150日に達する者がいない場合に、その農作業に従事する者が、その行う耕作又は養畜の事業に必要な行うべき農作業がある限りこれに従事している場合は○を記載してください。

●譲受人および先ほど記入した「(3) 農作業に従事する者」について、氏名、年齢、職業、関係、農作業従事日数を記入してください。従事日数は原則 150 日以上である必要があります。

<農地法第3条第2項第5号関係>

5 農地又は採草放牧地につき所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者（賃借人等）が、その土地を貸し付け、又は質入れしようとする場合には、以下のうち該当するものに印を付してください。

- 賃借人等又はその世帯員等の死亡等によりその土地について耕作、採草又は家畜の放牧をすることができないため一時貸し付けようとする場合である。
- 賃借人等がその土地をその世帯員等に貸し付けようとする場合である。
- その土地を水田裏作（田において稲を通常栽培する期間以外の期間稲以外の作物を栽培すること。）の目的に供するため貸し付けようとする場合である。
（表作の作付内容＝ 、裏作の作付内容＝ ）
- 農地所有適格法人の常時従事者たる構成員がその土地をその法人に貸し付けようとする場合である。

<農地法第3条第2項第6号関係>

6 周辺地域との関係

権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における耕作又は養畜の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農地又は採草放牧地の周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響を以下に記載してください。

(例えば、集落営農や経営体への集積等の取組への支障、農薬の使用方法の違いによる耕作又は養畜の事業への支障等について記載してください。)

①所得する農地は、目標地図では、譲受人が耕作することになっており、地域計画の達成に支障が生じるおそれはありません。

②取得する農地の周囲は水稻作地帯であり、取得後もこれまでどおり水稻の栽培をします。

③地域の水利調整に参加し、取り決めに順守します。

④農薬の使用方法について、地域の防除基準に従います。

●例を参考に記入をしてください。

●目標地図で、譲受人以外の農家が耕作するとなっている場合、「所有権移転」は地域計画の達成に支障が生じるおそれがあると判断し、許可できません。目標地図については、農業振興課にお尋ねください。

※ 申請理由欄

個人・法人に関わらず必ず記入する

(譲受人)

- ・申請地を購入し、農業経営を拡大したい。
- ・その他、交換、贈与によるもの、など具体的に記述する。

(譲渡人)

- ・高齢により耕作できないため、申請地を処分したい。
- ・その他、廃農、規模縮小、耕作不便、など具体的に記述する。